

権利擁護事業 ～地域での安心した暮らしのおてつだい～

◇成年後見センター

鎌倉市より委託を受け、成年後見制度の相談（利用支援）や市民向け講演会・事業所向け研修会を開催しています。まずはお電話でお気軽にお問い合わせください。

随時相談／担当:市社協職員 実施日:平日8:30～17:15（年末年始除く）

専門相談／担当:成年後見人等受任経験のある弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士
実施日:毎月第4水曜日 ①9:00～ ②9:45～ ③10:30～ ④11:15～（40分間）
予約制になります。実施日の1週間前までに申込みください。

※成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の財産管理やサービスの利用手続きの他、契約等法律行為を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。

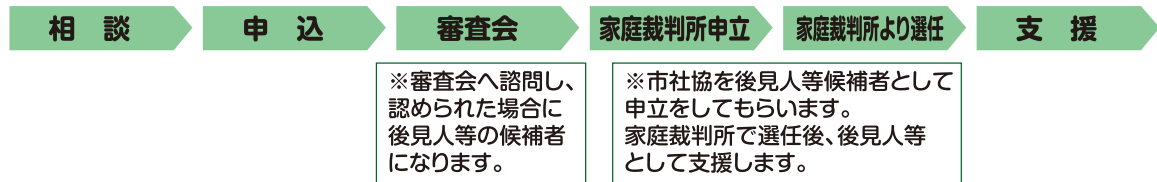
ご相談・お問い合わせ:鎌倉市成年後見センター 電話:0467-38-8003

◇法人後見事業

鎌倉市社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり支援を行います。ただし、後見人等に選任されるか否かは家庭裁判所の判断になります。

ご相談・お問い合わせ:法人後見事業担当 電話:0467-23-1075

ご利用までの流れ



◇日常生活自立支援事業

軽い認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した日常生活が送れるように、鎌倉市協が利用者との契約に基づき金銭管理、預貯金通帳や各種証書等の重要書類の保管のほか、福祉サービス等の利用の支援を行います。

誰がどのような支援をしてくれるの？

相談からサービスの提供までを市協の専門的な知識を持った「専門員」や生活支援員養成講習を受けた「生活支援員」が利用者の契約能力の有無等を確認したうえで、福祉サービスの利用、金銭の管理などを支援します。

- ・福祉サービスなどの利用の援助
- ・福祉サービスの情報提供や利用手続き、郵便物の確認等
- ・日常的な金銭管理
- ・重要書類などの預かり
- ・日常生活の見守り

**ご相談・お問い合わせ:
日常生活自立支援事業担当
電話:0467-23-1075**

生活困窮者自立支援事業

◇就労準備支援事業

「ひきこもり」などで社会との関わりに不安を抱えている方、ただちに就労が困難な方に対して就労準備の支援のため、鎌倉市から生活困窮者自立支援制度に基づく鎌倉市就労準備支援事業を受託し、『スリー・プラス 鎌倉』という事務所名で事業を行っています。

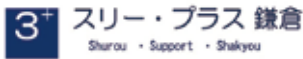
『スリー・プラス 鎌倉』では規則正しい起床・就寝や食習慣の形成といった日常生活の自立のための支援から、職場見学やボランティア活動といった社会生活自立への支援、就労体験の場の提供やビジネスマナー講座、履歴書の作成などの就労自立への相談・支援などを行っています。

ご相談・お問い合わせ:スリー・プラス 鎌倉

住所:鎌倉市大船2-20-29花井ビル201号室

電話:0467-38-8242

mail:threeplus@kamakura-shakyo.jp



望んだ住まいや環境で暮らしていくために

◇居住支援事業(住宅確保要配慮者相談窓口)

高齢者、障がい者、外国人、子育て世代、低所得者などで住宅を確保することが難しい方々に対して、入居に協力的な住宅情報を提供したり入居後の生活についても支援を行います。

ご相談・お問い合わせ:居住支援担当

電話:0467-23-1075

住みなれた地域でいきいきと暮らすために

◇地域包括支援センター

「高齢者の相談窓口」である地域包括支援センターは鎌倉市には10カ所設置されています。鎌倉市社会福祉協議会は「地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会」として十二所、二階堂、西御門、雪ノ下、扇ガ谷、小町、御成町、浄明寺にお住まいの皆様を支援しています。

【地域包括支援センターについては本紙3面もご覧ください】

ご相談・お問い合わせ:

地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会

電話:0467-61-2600



日常生活自立支援事業生活支援員 募集

募集人数:若干名

資格:ボランティア活動や福祉に関心のある方

※運転免許証等有れば尚可

活動時間:利用者の「支援計画」に基づき、平日昼間、1回あたり2時間程度の活動。

活動回数:週1～2回程度

活動報酬:1回につき2,100円（交通費別途）

その他:県社会福祉協議会の生活支援員研修を受講していただきます。（日当・交通費支給）

お問い合わせ:

鎌倉市社会福祉協議会

電話:0467-23-1075



【先輩たちの声】

・福祉は介護問題が主流だけど、預貯金の出し入れに困っている人がいることを初めて知りました。
・最初は戸惑いました。うまく意思疎通が出来なくて。でも経験を重ねると心を開いてくれてやりがいも出てきました。

お金でのお困りごとは・・・「生活福祉資金」～全国一律の資金貸付の受付窓口～

◇援護・支援を必要とする人たちのため、生活福祉資金の貸付を行っています。

神奈川県社会福祉協議会からの受託事業としてお金にお困りの世帯等に対し、相談に応じるとともに自立に必要な資金の貸し付けを行っています。また、令和2年3月からは新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

※貸付の決定は神奈川県社会福祉協議会が行います。また、貸付には一定の条件があります。なお、貸付にあたりましては返済計画も含め事前に十分なご相談をさせていただきますので、来所の際はあらかじめご連絡をお願いいたします。

生活福祉資金	一定の所得以下の世帯、身体・知的・精神に障がいをお持ちの人がいる世帯、高齢者世帯に対して、自立に向けた支援のための資金です。
教育支援資金	一定の所得以下の世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸し付けるものです。
総合支援資金	失業された人を支援するための資金です。
不動産担保型生活資金	高齢者世帯に対して、不動産を担保に貸付をする資金です。
緊急小口資金	一次的に生計を維持することが難しくなった世帯を支援するための資金です。

ご相談・お問い合わせ:

生活福祉資金担当

電話:0467-23-1075

Benesse

ベネッセの
有料老人ホーム

個別入居相談受付中!
資料請求も受付中!

※感染症対策にご協力ください。



介護付有料老人ホーム
（一般型特定施設入居者生活介護）

鎌倉山荘

鎌倉市扇ガ谷4-1-3

住宅型有料老人ホーム

グランド鎌倉山

鎌倉市鎌倉山4-4-12

0120-17-1165

受付時間 9:00～18:00（土・日・祝日含む毎日）

※お電話で、申込番号【G0080160】とおっしゃってください。

※写真は「ベネッセスタイルケア」施設の一例、およびイメージです。また家具などは参考事例となります。●記載の情報は2020年6月現在のものです。

私たちと一緒に

有償ボランティアをしませんか?

- 内 容:主に高齢者の生活支援（掃除、食事作りなど）
- 時 間:月～金 9:00～17:00 週1回・1時間からOK
- 報 酬:1時間 1,100円以上
- お問い合わせ先

①NPO法人 ワークスコープ 愛コープ鎌倉 0467-45-9557

②NPO法人 グループゆう 0467-25-1905

③NPO法人 和の会 0467-46-8233

（月～金 11:00～16:00）募集期間 8月～10月



会員
募集中!